

仕 様 書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 田村、河北 電話 222-3952)

件 名	消防点検業務委託
履 行 期 間	令和9年3月31日まで
契 約 条 件	1 対象施設 上京リサイクルステーション 2 業務内容 消防法第17条の3の3に定める点検の実施 (機器点検及び総合点検) 3 消防用設備 (1) 自動火災報知設備 ・受信機 1台 ・感知器 38個 ・発信機 3個 ・音響装置 3台 (2) 避難器具 ・緩降機 1台 (3) 誘導灯 ・避難口灯 9個 ・室内通路灯 3個 (4) 防火扉 ・自動起動装置 6台 ・自動開錠装置 3台 (5) 消火器具 ・粉末10型(蓄圧式) 12本 ・粉末10型(加圧式) 1本

	4 実施日 機器点検及び総合点検について、本市が指定する日 (機器点検：9～10月頃 総合点検：2月頃) 5 用具等 点検に用いる機材・用具等は、原則として受託者の負担とする。ただし点検の実施に伴い必要となる光熱水費については、本市の負担とする。 6 資格等 消防法施行令第36条より、点検については消防設備士又は消防設備点検資格を有する者が行うこと。 7 提出書類等 (1) 報告書 点検結果についての報告書を作成し、各施設の所管消防署に報告すること。なお、報告書の様式は、消防法で定められたものとする。 (2) 業務完了届 上記(1)報告後、「届出済」の押印がされた報告書とともに、業務完了届(様式不問)を当課に提出すること。 8 その他 (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。 (2) 本業務の実施にあたり、建物及び附属物を滅失又は破損した場合、受託者の責任において賠償するものとする。 (3) 受託者は、業務中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。
--	--